

学校いじめ防止基本方針

甲斐市立双葉中学校

平成26年11月4日策定

令和2年2月10日改定

令和6年12月22日改定

1. いじめ防止に関する基本理念

本校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、一人一人が安心して自分の良さを発揮し、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることをねらいとした防止の取り組みを行う。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらも傍観することがないように、いじめは絶対に許されない行為であるということを生徒が十分に理解できる教育に努める。さらに、校内の組織体制を確立するとともに、甲斐市教育委員会をはじめ、家庭、地域住民、関係機関との連携を深め、いじめの根絶に努める。

2. いじめに関する基本的な考え方

(1) 定義

いじめとは、生徒が、自分と一定の人間関係にある特定の生徒に対して、仲間はずれ、無視、陰口または叩く、殴る、蹴るなどのように心理的または物理的に影響を与えるもの（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 平成25年改定による】

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談や通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

①いじめは、どの生徒、どの学校にも起こり得ることであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為である。

②本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを許さないことを誓い、学校、家庭、地域が連携して、未然防止・早期発見、早期対応に取り組む。

- ③教職員は、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる、また、いじめが発生した場合には、いじめられている生徒の立場に立った指導を行うように努め、適切かつ迅速に案件に対処し、さらに再発防止に努める。
- ④学校は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、必要に応じて積極的に、児童相談所、心理や福祉の専門家、警察等の関係機関と協力と連携を行う。

3. いじめの態様

(1) いじめの種類

いじめは、次のようなものが考えられるが、日頃の人間関係を十分把握した上で内容を検討し判断する必要がある。

- ・冷やかされたり、からかわれたり、悪口や陰口、脅し文句や嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、私有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット、パソコン、携帯電話、スマートフォン、SNSなどで誹謗中傷や嫌なことされる。
- ・その他、いじめを受けている生徒が心身に苦痛を感じているもの。

(2) いじめの周辺

いじめは、いじめる側、いじめられている側という二者関係だけでなく、行為をはやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」などの存在や、また学級や部活動等の所属集団の在り方（例えば「無秩序」「同調性」）なども影響し、見逃されたり助長されたりする可能性があることを理解しなければならない。

4. いじめ対策の組織

(1) いじめ防止対策委員会

- ①いじめの未然防止と早期発見、いじめの解決のために、いじめ防止対策委員会（以下、委員会）を設ける。
- ②委員会の役割は、次のとおりとする。
- ア いじめの未然防止、早期発見、いじめの解決のために行う教職員の連携、情報交換に関すること。
 - イ いじめに関する調査（アンケートなど）の実施、分析、解決策等を講じること。
 - ウ いじめに関して、心理や福祉の専門家、関係機関との連携に関すること。
 - エ いじめに関する教職員の研修に関すること。

(2) 委員会の構成等

- ①委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援教育主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。その他、適宜、当該いじめに関係する他の教職員、または必要に応じて学校外の専門家等を加える。委員長は、校長が務める。

- ②委員会のもとに、生徒指導会議（以下、生指会）を設け、これを生徒指導主事が主宰する。
- ③生指会は、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育主任、養護教諭とで構成する。その他、適宜、必要に応じて教職員を加える。
- ④生指会は毎週開催し、生徒指導主事は、生指会の内容を校長に報告する。

5. いじめの未然防止・早期発見の取り組み

いじめが起こらない学級・学校づくりをするために、生徒一人一人が認められ、互いに相手を尊重する態度づくりに学校全体で取り組む。また、教師はわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。いじめの未然防止は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりが基本である。集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。道徳の時間を中心に、教育活動全体を通して「命の大切さ」についての指導を行うと共に「いじめは絶対に許されないことである」という認識が深まるように努める。また、行為をはやし立てたり、面白がったりすること、見て見ぬふりをすることや知らない顔をすることも、「観衆」、「傍観者」としていじめに加担することになることを教える。また、生徒会を中心とした生徒自らの活動を促進する。

加えて、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認、LGBTに係る生徒、東日本大震災により被災した生徒や原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（１）いじめの未然防止の取り組み

- ①学校経営方針の目指す「心の居場所となる明るく楽しい学校づくり」をするために、いじめを許さない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むためにわかる授業づくりに努めると共に、人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニングや人と繋がる喜びを味わう行事や体験活動を行う。
- ④保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りいじめ防止に努めると共に、生徒の手によるいじめ防止のための生徒会活動（「いじめ追放宣言」の日常での確認）を支援する。

（２）早期発見の取り組み

- ①教職員は学校生活全般を通じて「気づき、訴え、情報」を大切にし、職員間の会話やS T支援連絡掲示板を通じての情報交換や共有に努め、いじめの早期発見に努める。

- ②生徒が毎日書く生活ノートの記述、月3回のいじめアンケート調査、チェックリストの活用、Q U 検査の実施・活用を通して人間関係の変化や問題点を見つけ、いじめの早期発見に努める。
- ③二者懇談やスクールカウンセラーによる教育相談などを通して、生徒の悩み・人間関係のもつれなどに気づき、いじめの糸口を見つける。
- ④部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。
- ⑤いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、SC、SSW 等を活用した相談について広く周知する。

(3) いじめ未然防止、早期発見のための手立て

- ①毎日、毎週の取り組み
 - ・生活ノート等での情報収集
 - ・S T 支援連絡掲示板の利用
 - ・生徒指導部会での情報交換・情報共有（毎週定例）
 - ・学年会議での情報交換・情報共有（毎週定例）
 - ・運営委員会での情報交換・情報共有（毎週定例）
- ②毎月・学期ごとの取り組み
 - ・いじめアンケート調査の実施（毎月）
 - ・聞き取り調査の実施（毎月　＊アンケート調査後に実施）
 - ・Q U アンケートの実施（1，2 学期）
 - ・職員会議での情報交換・情報共有（毎月定例）
- ③行事等での取り組み
 - ・生徒総会「いじめ追放宣言」（5 月）
 - ・防犯安全講話「SNS／ネットいじめについて」（7 月）
 - ・人権講話（2 学年、2 学期）
- ④その他
 - ・相談窓口の周知
 - ・警察との連携

6. いじめへの対処

いじめの発見または通報を受けたときは、速やかに組織的に対応することが重要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、教育的配慮の下で、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。その際、いじめた生徒に相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせるよう指導し、その生徒の社会性の向上と人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 組織的な対応、指導体制の確立

いじめ、または、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせ、いじめに関わる生徒達に適切な指導を行う。併せて、学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、協力して事

情を聞き取るなどすると共に、情報を適切に記録して、管理職に報告する。記録は生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。経過は随時、校長に報告し、校長から教育委員会への報告や外部対応を行う。また、事実確認の結果は校長が責任を持って教育委員会に報告すると共に、学級担任を通して被害・加害生徒の保護者に連絡する。いじめた生徒への指導が十分な効果を上げることが困難な場合やいじめの内容が犯罪行為である場合は、所轄警察署と相談して対処する。また、被害生徒に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

（２）被害生徒とその保護者への支援

事実確認と共に、いじめられた生徒の辛い気持ちを受け入れ、共感することで生徒の心の安定を図る。また、生徒の個人情報の取り扱い等のプライバシーの保護に留意して対応を行う。事実関係については聴取後に、電話連絡・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その中で学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解を求めると共に協議する。協議する際には、生徒や保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、できる限り不安の除去に努める。組織的な対応方針を決定し、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。

（３）加害生徒への指導とその保護者への助言

事実確認をし、いじめがあった場合には複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家や機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取後、迅速に保護者に電話連絡・家庭訪問等により連絡し、保護者の理解を得る中で、今後の対応を適切に行えるよう努める。いじめた生徒に対しては、「いじめは絶対許されない行為である」と言うことを理解させ、責任を自覚させると共に、いじめた生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

（４）集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめを傍観したり、はやし立てたりした人もいじめに加担する行為であることを理解させ、学級・学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめを根絶しようという意識と態度を行き渡らせる。

また、いじめを加害生徒の謝罪のみで終わるのではなく、被害・加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、互いを尊重し、認め合う人間関係をつくれるような集団づくりをすすめる。

（５）インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。

生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

インターネット上の不適切な書き込み等の実態把握に努め、インターネット上の不適切な書き込みが

あった場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて、法務局または警察に協力を求める。生徒の生命・身体又は財産に被害が生じる恐れのある場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

また、未然防止のために保護者と連携し、PTA としてパソコン、携帯電話、スマートフォン等での犯罪やいじめについて学習すると共に、必要に応じて、双葉中学校としての犯罪やいじめが起きないための約束事を取り決める。

（６）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している。この相当の期間とは、少なくとも３か月程度を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（７）警察との連携

①学校と警察は、生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。

②いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第２３条第６項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめを受けた生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめをうけた生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

- ④重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において、学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価される。
- ⑤いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報をおこなうことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ⑥学校のみで対応するか判断に迷い場合であっても、いじめをうけた生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、学校の設置者にも共有する。
- ⑦学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、必要な指導・支援を行う。

7. いじめの重大事態に対する対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（令和6年8月）文部科学省」により適切に対応する。また、生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（1）生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応

- ①重大な事態が生じた場合、速やかに学校から市教育委員会へ報告する。
- ②市教育委員会と緊密に連携・協議し、当該事案に対する組織を設置する。
- ③上記組織を中心に、事実関係を明確にするために、いじめに関係する生徒、保護者等から事情を聴取するとともに、犯罪行為等の疑いがある場合、警察署へ迅速に届け出る。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する。

（2）外部専門家による調査

- ①いじめの事実関係の確認、およびその聴取等が困難な場合には、市教育委員会または外部の専門家による調査等も依頼する。
- ②必要に応じて、いじめ防止対策委員会に外部の心理・福祉等の専門家を加え、いじめに関係する生徒及び学校全体の生徒の精神的なケアに努める。

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf



8. その他の留意事項

(1) 校内研修と校務の効率化、および学校評価による教員研修

教職員の共通理解を図るため、年一回いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

また、教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等について適切に取り組むことができるよう校務の効率化を図ると同時に、一部の教職員に負担が偏らないよう校務分掌の適正化を図る。

さらに、学校評価において、いじめの早期発見、早期対応について評価することにより、取り組み状況を反省改善すると共に、教員評価においても個人として意識し、取り組むことを目標として反省改善に努める。

(2) 地域や家庭との連携

「双葉地区小中学校連携研究会」を中心に小中一貫した目標を持ち、9年間を通して子どもを育てる活動を行う。また、双葉地区青少年育成会議とも連携して子ども達の地域への帰属意識を高める。保護者とも連携し、子ども達の健全育成を図る。以上、学区小学校・地域・保護者と連携して、いじめが起らない人間関係を育成する。

いじめに関して学校に寄せられる情報には誠意を持って対応し、実際にいじめが確認された場合には、個人情報の取り扱いに留意して、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

(3) 保護者の役割について

学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

＊ 本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「山梨県いじめの防止等のための基本方針（令和6年11月改訂）」、「甲斐市いじめ防止基本方針」に則り作成している。